

Weekly コラム

令和3年6月22日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

暗号資産(仮想通貨)にかか る税金

数年前に暗号資産(仮想通貨)ブームが到来し、価値の上昇により一部の人が多額の利益を手にしたと言われ盛り上がりを見せておりましたが、近年はそのブームも落ち着いてきたように思われます。国もその間に暗号通貨に対する税を整備し、その情報を国税庁のホームページ上で公開しております。今回は暗号資産にかかる税について解説していきたいと思ひます。

1 確定申告について

①概要

暗号資産とは、物としての実態がなくインターネット上でやり取りがされる電子データのことをいいます。従来は“仮想通貨”という呼称でしたが、世界基準に統一するため日本でも“暗号資産”と呼ばれるようになりました。

今回は個人が暗号資産を売却した場合を想定して解説をします。課税対象者は個人ですので税目は『所得税』になります。所得税の確定申告とはその年の1月1日から12月31日の間に確定した所得に対してかかる税金を翌年の3月15日までに税務署に申告する手続きをいいます。

暗号資産についても売却して利益が出た場合、確定申告を行う必要があります。所得税についてはその所得の性質によって計算方法や税率が異なってきますが、暗号資産の所得については『雑所得』に区分され他の所得と合算して税金を計算します(総合課税)。

また暗号資産の売買自体を生業としている

場合には、『事業所得』として申告することも可能となります。

ここでは雑所得として利益が出た場合の具定例を見ていきたいと思ひます。

【具体例】 ××年に100,000円で購入(購入手数料1,000円)した暗号資産を、当年に400,000円で売却をした。なお個人事業主(事業所得)としての当年の所得は3,000,000円とする。

<計算式> 売却額400,000円 - (取得費100,000円 + 購入手数料1,000円) = 299,000円 雑所得

299,000円が暗号資産としての所得となり、総合課税として事業所得の3,000,000円と併せた3,299,000円から基礎控除等の所得控除を差し引いた金額が課税所得となります。

税率は超過累進税率ですので、所得が大きければ大きいほど税率も高くなります。

なお『雑所得』は損益通算ができませんので、暗号資産で損失が出たとしても他の所得との相殺は不可となります。

<所得税額速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

②所得の発生の認識について

暗号資産を売却した場合に所得の発生を認識して確定申告を行う必要があると解説しましたが、その他の場面でも所得の発生を認識する必要があります。

◆暗号資産で商品を購入した場合

巷ではキャッシュレス決済が浸透してきておりますが、同じようにビットコインなどでキャッシュレス決済を行った場合には注意が必要です。先ほどの例で置き

換えてみますと、400,000 円のテレビを暗号資産で購入したと考えると、元々の暗号資産を101,000 円で手に入れているので、同じように差額を雑所得として確定申告をする必要があります。

◆暗号資産を他の暗号資産と交換した場合
取引所を通して暗号資産を保有している場合、所有する暗号資産を他の暗号資産と交換することもあるかと思いますが、この場合の考え方としては保有している暗号資産をいったん現金に換えてその現金をもって他の暗号資産を購入したと考えます。

評価益が生じているだけですとその評価益について課税されることはありませんが、他の暗号資産に交換した時点で実現損益を認識することになりますので注意が必要です。

2 他の金融商品との違い

暗号資産にかかる税金について解説をしてまいりましたが、他の金融商品との違いを見ていきたいと思います。

①上場株式等

上場株式等を売却した場合は、『株式等に係る譲渡所得等』として区分され、申告分離課税により15.315%の税率が適用されます。(他に住民税率が5%)

また証券会社等を通して取引を行い、その1年間の譲渡損益が通算してマイナスとなった場合、翌年以後3年間その損失を繰り越すことができ、上場株式等の譲渡所得等の金額や上場株式等に係る配当所得等の金額と相殺することができます。

このあたりは、暗号資産より歴史が長く税制も整えられているため、比較的有利な制度が設けられています。

②先物取引

先物取引というと馴染みにくいイメージがありますが、FX取引(外国為替証拠金取引)も先物取引の一種であり、『先物取引に係る雑所得等』として申告分離課税15.315%の税率が適用されます。(他に住民税率が5%)

損失が出た場合に3年間の繰り越しが可能であるところも上場株式等と同様の取り扱いとなります。

③まとめ

代表的な金融商品に関する税制を紹介し

ましたが、それぞれの金融商品について利益と損失が出た場合に相殺することは不可となります。

例)暗号資産で299,000 円の利益、上場株式等で200,000 円の譲渡損失が出た場合

⇒相殺して99,000 円の所得として申告することは不可

3つの金融資産について表にまとめてみましたのでご確認ください。

	税率	損失の繰り越し	源泉徴収制度
暗号資産 (仮想通貨)	雑所得に区分され総合課税として超過累進税率により課税	不可	なし
上場株式等	株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税(15.315%)により課税	翌年以後3年間繰り越しが可能	特定口座制度を採用すれば選択可
先物取引	先物取引に係る雑所得等として申告分離課税(15.315%)により課税	翌年以後3年間繰り越しが可能	なし

暗号資産については、その歴史もまだ浅くここ数年でようやく税制が整ってきた印象があります。ただし上場株式等のように特定口座で年間の取引が把握されるわけではなく、暗号資産の取引をご自身である程度管理しておく必要があります。

暗号資産の税制は今後整備され、上場株式等や先物取引等と同じく申告分離課税の導入や損失の繰り越しが適用される可能性もあるかと思いますが、現状の税務上の取り扱いを解説させていただきました。

また金融資産についてはここでは全てを紹介できないほど多数の商品が存在しており、申告の際それぞれの区分に属してどの税率が適用されるかというのは、我々でも頭を悩ますところであり、税法の理解が不可欠となります。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。